

香川県条例第59号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（林業・木材産業改善資金特別会計）</p> <p>第11条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）の規定（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）<u>第13条第1項</u>及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第10条第1項の規定により適用する場合を含む。）による林業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付事業の経理を明確にするため、林業・木材産業改善資金特別会計を設置する。</p> <p>（沿岸漁業改善資金特別会計）</p> <p>第12条 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）の規定（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律<u>第14条第1項</u>及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第11条第1項の規定により適用する場合を含む。）による沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する経営等改善資金並びに沿岸漁業従事者等に対する生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付事業の経理を明確にするため、沿岸漁業改善資金特別会計を設置する。</p>	<p>（林業・木材産業改善資金特別会計）</p> <p>第11条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）の規定（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）<u>第12条第1項</u>及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第10条第1項の規定により適用する場合を含む。）による林業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付事業の経理を明確にするため、林業・木材産業改善資金特別会計を設置する。</p> <p>（沿岸漁業改善資金特別会計）</p> <p>第12条 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）の規定（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律<u>第13条第1項</u>及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第11条第1項の規定により適用する場合を含む。）による沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する経営等改善資金並びに沿岸漁業従事者等に対する生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付事業の経理を明確にするため、沿岸漁業改善資金特別会計を設置する。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	